

「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更」の概要について

1 これまでの経過

(1) 府市統合本部における基本的方向性

本市では、家庭系ごみ収集輸送事業について、平成 24 年 6 月 19 日に開催された第 14 回府市統合本部会議において、「民でできることは民で」の視点から経営形態の見直しに係る基本的方向性を取りまとめ、平成 26 年度中の本事業の民間化と現業職員の非公務員化をめざすこととしました。

(2) 「経営形態変更に係る方針(案)」の策定

府市統合本部で打ち出された基本的方向性を実現するための課題や手法について、弁護士や公認会計士といった外部の専門家の参画を得て、平成 24 年 8 月、環境局内に設置した「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム」において検討を進め、平成 25 年 4 月に「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針(案)」(以下「方針(案)」という。)としてまとめました。

ごみ収集輸送事業は市民生活になくてはならない重要な都市基盤サービスのひとつであるとともに、最終的な処理責任は、廃棄物処理法により市に課されています。方針(案)では、本事業が安定的かつ継続して実施されるようその責務を果たしつつ、本事業の民間化と非公務員化を同時に達成する手法として、各種の民間化事例を参考に新会社を設立することとしました。

2 事業者の公募概要及び選定方法等

(1) 事業者の公募概要

- ・民間出資による株式会社(以下、「新会社」)を設立します。
- ・新会社と本市の間で、5年間の家庭系ごみの収集輸送業務にかかる委託契約を締結します。
- ・新会社へ委託する主な業務は、普通ごみ収集、資源ごみ収集、容器包装プラスチックごみ収集、古紙・衣類の分別収集、不法投棄ごみ収集、ふれあい収集といったもので、現在の市民サービス水準は、委託契約の仕様書に明記するなど維持します。
- ・5年経過後は、完全民間開放し、新会社も一事業者として競争入札に参加することを想定しています。
- ・新会社は、現在ごみ収集輸送業務に従事している本市現業職員の受け入れを前提とします。
- ・本市が保有する環境事業センターの土地・建物といった資産は、新会社へ有償貸与し、車両は売却します。

(2) 事業者の選定

- ・公募型コンペ（設計競争）方式で新会社の設立主体となる事業者を選定します。
- ・新会社が将来（5年後）の完全民間開放の際に競争力をもちうるように、ごみ収集輸送事業にかかるノウハウを蓄積し、経営基盤安定化のための事業戦略（収益性、成長性）の展望をもつ事業者を求めます。
- ・大規模災害発生時の緊急的な対応といったリスクを軽減するため、本市が新会社に対応を直接指示できるようにするなど、委託契約の仕様書に盛り込むとともに、万一の場合に備え、設立事業者が責任をもって対応する、もしくは新会社間でカバーし合う体制を構築します。

3 今後の予定

今回寄せられたご意見等を参考にしながら、新会社の設立主体となる事業者の公募要項を策定し、議会のご意見もいただいた上で平成 25 年秋（11 月）頃に公募を開始する予定としております。

公募開始後は、事業者からの提案、審査等の手続きを経て、平成 26 年 2 月頃に事業者を選定し、設立された新会社による収集は平成 26 年度央から開始する予定にしております。